

平成28年度施策評価シート(平成27年度実施事業)

施策名	子ども・子育て支援	施策コード 3-1-1	作成主管課	子ども福祉課
			関係課	各保育所 健康増進課

総合計画後期基本計画の内容 ※H24.2月策定

政策体系	政策	共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり
	小政策	安心して子どもを生み育てることができる環境をつくり
現況と課題	<p>近年の少子化や核家族化の進行により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域におけるふれあいや教育力が低下してきているほか、子どもに関わる事件や事故、犯罪、虐待などが大きな問題となっています。子どもは未来をつくる力であり、社会全体で子どもの育成と親としての成長を支援していく必要があります。本市では、少子化対策を主要事業に位置づけ、専門組織である少子化対策室を設置し、「かしまっ子未来プラン」を策定し、保育所における保育サービスの拡充や放課後児童クラブの全小学校における設置、家庭や地域の連携を図るファミリーサポートセンター事業による親の子育て負担の軽減など子育て支援体制の充実を強力に推進してきました。</p> <p>今後は、国で検討が進められている子ども・子育てに関わる制度改正に注視をしながらも、地域が主体となり、保護者が必要としているサービスの把握を行いながら、小学校・幼稚園と連動した幼児教育の推進に努め、各種の給付事業や育児支援対策、母子保健の充実を図る必要があります。また、安全の確保など、地域全体で支え合う子育て環境づくりに取り組む必要があります。</p>	
施策目標	安心して子どもを生み育てる環境を構築するため、幼稚園、小学校との連携、家庭、地域との連携を推進し、安全性の向上を図りながら、子どもと保護者の双方の育成支援策や母子保健の充実、適切な保育サービスの提供を推進します。	

1 総合計画進行管理

市民からの意見・反応等	子育て支援の充実:子どもを生むことでの付加価値⇒1人につき〇〇円支給、義務教育費全部無料等 子供を育てる環境を整えてほしい。小さい子供がいるので、もう少し安価で気軽に預けられる場所があると良い。 子育てしやすい町づくりしてほしい。少子化に対する取組も不透明です。岩間にも子供たちが集える場所がほしい。
-------------	--

(1)目標指標1

市民実感度指標		H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
子どもを必要ときに預けられる場(人・場所)があると感じている市民の割合	市民実感度	49.620	50.000	52.630	51.240	57.260	0.000
	加重平均値	2.556	2.623	2.602	2.537	2.581	0.000
※※※※※※	市民実感度	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	加重平均値	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
当施策を重要と感じている市民の割合	重要度		89.080	91.280	86.860	88.980	0.000
	加重平均値		3.716	3.727	3.740	3.770	0.000

(2)目標指標2

数値指標		単位	H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
子育て支援センター利用者数(児童館内施設を含む)	目標値	人数		32,300	32,800	33,300	33,800	34,300
	実績値	人数	15,845	27,848	26,076	25,745	26,511	0
	達成度	%		86.22	79.5	77.31	78.43	0
	ベンチマーク		0	0	0	0	0	0
ファミリーサポートセンター会員数	目標値	人数		300	350	400	450	500
	実績値	人数	255	295	331	367	400	0
	達成度	%		98.33	94.57	91.75	88.89	0
	ベンチマーク		0	0	0	0	0	0
※※※※※※	目標値	0		0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0	0
	達成度	%		0	0	0	0	0
	ベンチマーク		0	0	0	0	0	0
※※※※※※	目標値	0		0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0	0
	達成度	%		0	0	0	0	0
	ベンチマーク		0	0	0	0	0	0

数値指標の考え方	指標設定の考え方	「笠間市次世代育成支援行動計画(かしまっ子未来プラン)」において、両取組は子育ての中心的事業に位置付けられていること。また子ども・子育て支援の根幹をなす事業であることから指標に設定した。
	目標値設定の考え方	子育て支援センターについては施設の増加に伴い受け入れ態勢が整ったことから現状値から約2倍を見込み設定した。ファミリーサポートについては、過去の推移を考慮し毎年50名の増加を見込み現状値の2倍に設定した。

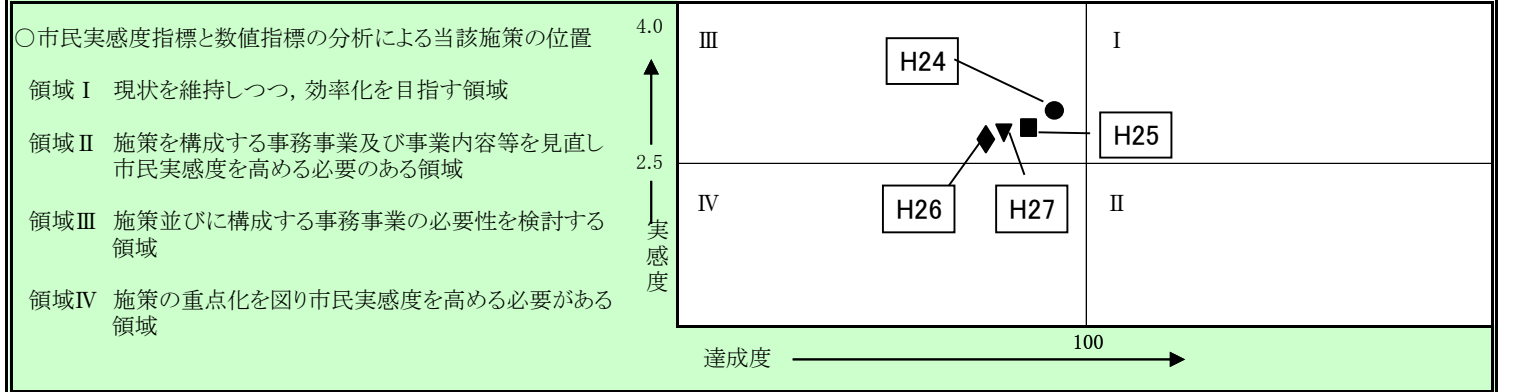
2 施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担をどう考えるか

市民の役割	市民(地域・団体・事業所)が自助でやるべきこと。共助でやるべきこと。市と協働でやるべきこと。 ・子どもの個性や子どもと過ごす時間を大切にし、愛情をもって育てます。 ・子育てにおける役割と責任があることを認識します。 ・基本的な生活習慣や社会の決まりなどを身に付けることのできる家庭環境や家庭の大切さを認識します。 ・地域は児童虐待の予防と早期発見・早期通報を行います。
行政の役割	市がやるべきこと。県がやるべきこと。国がやるべきこと。 ・育児不安や育児の孤立感を感じる保護者の相談及び対応をします。 ・子育て家庭を対象とした子育て環境の整備を図ります。 ・必要な人に必要な支援が行えるように、きめ細かなサービスの提供を行います。 ・広報紙等を利用し、子育て全般に関するPR活動を行います。

3 平成27年度取組状況

取組状況等	取組内容と成果、成果が得られた要因として考えられること。 ・子ども・子育て支援関連事業については、子育て支援センター運営やファミリーサポートセンター事業、保育所管理運営や放課後児童クラブ、児童館運営など、各事業について今後も改善の余地はあるが、概ね本来の目的を達成し成果が得られた。 ・母子関連問題事案に対しては、関係機関との連携により迅速な対応が図れた。 ・妊娠、出産、子育てのスマートフォン用アプリの運用を開始した。
-------	---

4 施策の評価(現状分析)



達成度評価	指標を分析した結果施策目標は達成されたのか ・市民実感度であるが、従来の保育所(園)の一時預かりやファミリーサポートセンター事業の浸透により、市民実感度に大きな変化はない。また、子育て支援センターの利用者数については、利用者の増加がみられたが、目標値を高く設定しているため、達成度は微増となっている。
-------	---

構成事務事業の適正性	施策目標を達成するための手段(事務事業)の構成は妥当か ・安心して子どもを産み育てる環境を構築するため、保育内容の充実、育児支援対策の充実、児童の健全育成、ひとり親家庭等への支援など様々な取り組みは適正性はあると判断する。
------------	--

残された課題	平成28年度以降に残る課題、その要因として考えられること。 ・スマートフォン用子育て支援アプリの活用を普及させていくことが今後の課題である。 ・友部第二小学校児童クラブは、27年度に1クラブ増設し余裕教室で運営していたが、学校側から児童数の増加が見込まれるので、返還の要望がでてきたため、28年度に学校と建設場所を協議し実施設計、29年度建設工事を実施していく。 ・稲田小学校児童クラブの入所児童数は、27年度当初定員に達しないで余裕があったが、年度末に入所希望者が例年になく多くなり、28年度は待機児童が発生する。
--------	---

5 今後の方向性

取組方針	平成29年度に向けた施策方針 ・スマートフォン用子育て支援アプリの機能を充実させ、PRしていく。 ・平成29年度に整備する施設として、友部第二小学校児童クラブ新設、稲田小学校児童クラブを余裕教室を改修して1クラブ増設などを計画しており、関係機関との調整を行いながら進めていく。
------	--

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

施策名 01 子ども・子育て支援

事業費合計	平成25年度	平成26年度	平成27年度	3カ年計	3カ年平均
	2,555,848	2,729,467	2,856,850	8,142,165	2,714,055

	施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果			補助区分	事業費(千円)			小施策	担当課	貢献度評価		
				成果指標①	単位	平成25年度		平成26年度	平成27年度	平成25年度				平成26年度	平成27年度
1	保育所入所事務	保育所・認定こども園の保育認定子ども(2・3号認定)の入所事務を統一的に行う。 ※H27年度施設数 保育所(公立4・私立4) 幼稚園型認定こども園(私立6) 幼保連携型認定こども園(私立2) ※H28年度施設数 保育所(公立3・私立4) 幼稚園型認定こども園(私立6) 幼保連携型認定こども園(公立1・私立2)	101 義務的 事業	待機率	%	2	2	2	市単独	270	273	267	01 保育内容の充実	子ども福祉課	義務的 事業
2	認可外保育施設立入調査事務	市内の認可外保育施設7園に対し、児童福祉法第59条第1項の規定に基づき、保育施設の設備、運営状況について、定期的に立入調査を行う。笠間市内認可外保育施設 ○ベビーホテル 1園 ○その他の認可外保育施設 3園 ○事業所内保育施設 3園	101 義務的 事業	立入調査実施率	%	75	100	0	市単独	0	0	0	01 保育内容の充実	子ども福祉課	義務的 事業
3	社会保障・税番号制度システム整備事業(保育G)	社会保障・税番号制度導入に伴い、保育料システム・保育料滞納管理システムの改修を行う。平成26年度から2か年の事業であり、平成27年度で完了となる。	101 義務的 事業			0	0	0		0	0	0	01 保育内容の充実	子ども福祉課	義務的 事業
4	社会保障・税番号制度システム整備事業(児童手当・児童支援G)	社会保障・税番号制度導入に伴い、児童手当システム改修を行う。平成26年度からの2ヶ年の事業であり、平成27年度完了。	101 義務的 事業			0	0	0	国補助	0	0	295	02 育児支援対策の充実	子ども福祉課	義務的 事業
5	社会保障・税番号制度システム整備事業(母子福祉・児童支援G)	社会保障・税番号制度導入に伴い、児童扶養手当システム改修を行う。平成26年度からの2ヶ年の事業であり、平成27年度完了。	101 義務的 事業			0	0	0	国補助	0	0	336	04 ひとり親家庭等への支援	子ども福祉課	義務的 事業
6	児童扶養手当事業	児童扶養手当法に基づき、18歳未満(障害児は20歳未満)の児童を養育している母子・父子家庭に対し、所得額に応じて手当を支給する。【1月当たり支給額】1人の場合:9,680~41,140円 2人目:5,000円加算 3人目以降:3,000円加算【定期払い】4月, 8月, 12月	101 義務的 事業	受給率	%	100	100	0	国補助	317,866	308,438	327,099	04 ひとり親家庭等への支援	子ども福祉課	義務的 事業
7	社会保障・税番号制度システム整備事業(児童福祉・児童支援G)	社会保障・税番号制度導入に伴い、児童クラブシステム改修を行う。平成26年度からの2ヶ年の事業であり、平成27年度完了。	101 義務的 事業			0	0	0	国補助	0	0	134	02 育児支援対策の充実	子ども福祉課	義務的 事業
8	児童手当事業	児童の健全な育成及び資質の向上を図るため手当を支給する。【1月当たり支給額】0~3歳まで:15,000円 3歳以上~小学校修了前まで 第1・2子:10,000円 第3子:15,000円 中学生:10,000円【定期払い】6月, 10月, 2月	101 義務的 事業	受給率	%	100	100	100	国・県補助	1,194,550	1,210,816	1,255,505	02 育児支援対策の充実	子ども福祉課	義務的 事業
9	民間保育所運営事業	保育に欠ける児童の保育を市内民間保育所並びに市外公立・民間保育所に委託したときに市から保育所に支弁する。補助率:国 1/2, 県 1/4 市内民間保育園 4園 広域保育委託保育園(市外公立・民間保育園) ※H24年度において、子ども・子育て関連3法が改正されたことに伴い、財政措置が認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の「施設型給付」になる。補助率:国 1/2, 県 1/4	101 義務的 事業	延入所人員(市内民間・市外保育園)	人	7,630	7,652	7,652	国・県補助	534,668	568,840	505,387	01 保育内容の充実	子ども福祉課	義務的 事業
10	児童扶養手当精算返納金		101 義務的 事業			0	0	0		0	0	0	02 育児支援対策の充実	子ども福祉課	義務的 事業
11	児童福祉にかかる申請受付相談事務(笠間支所)	児童福祉の総合的な相談及び各種受付事務・保育所入所事務・子育てサポート事業・家庭児童相談事業・要保護児童対策事業・児童クラブ推進事業・児童手当事業・児童扶養手当事業・地域子育て支援拠点事業・母子生活支援施設入所措置事務(各事業の詳細については子ども福祉課参照)	101 義務的 事業	サービス支援件数	件	2,750	1,800	2,526	市単独	0	0	0	01 保育内容の充実	福祉課(笠間支所)	義務的 事業
12	児童福祉にかかる申請受付相談事務(岩間支所)	児童福祉の総合的な相談及び各種受付事務・保育所入所事務・子育てサポート事業・家庭児童相談事業・要保護児童対策事業・児童クラブ推進事業・児童手当事業・児童扶養手当事業・地域子育て支援拠点事業・母子生活支援施設入所措置事務(各事業の詳細については子ども福祉課参照)	101 義務的 事業	相談・受付件数	件	1,987	2,000	2,304	市単独	47	0	0	01 保育内容の充実	福祉課(岩間支所)	義務的 事業
13	予防接種事業	予防接種法に基づき、感染予防、発病予防、重症化予防、感染症まん延予防を目的に実施。	101 義務的 事業	BCG	97%	99	99	99	市単独	134,598	139,702	147,281	05 母子保健の充実	健康増進課	義務的 事業
14	母子保健事業	妊婦時から経年的に関わることで、母子の健康維持及び育児不安等の解消が図られる。	101 義務的 事業	妊婦健診	人	6,343	6,646	6,600	市単独	66,584	64,337	59,551	05 母子保健の充実	健康増進課	義務的 事業

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果					補助区分	事業費(千円)			小施策	担当課	貢献度評価	
			成果指標①	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度				
15	未熟児養育医療事業	未熟児養育医療給付制度は、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に係る医療費を公費負担する制度である。(扶養義務者の所得税額等により月ごとの自己負担金を決定、徴収する) 自己負担金の徴収については、本来、扶養義務者に請求し、納付してもらうこととなるが、納付した自己負担金をマル福(保険年金課)に申請することにより全額償還払いされるため、マル福から養育医療へ公金振替することで扶養義務者の手続き簡略化を図っている。	101 義務的事業	給付件数	件	39	23	33	国・県補助	5,406	2,519	6,432	05 母子保健の充実	健康増進課	義務的事業
16	子育て世帯臨時特例給付事業	昨年度に引き続き、消費税増税にともなう子育て世帯への影響を緩和するとともに、消費の下支えを図る、臨時的な給付措置。【支給額】対象児童1人あたり:3,000円【対象範囲】基準日:平成27年5月31日 平成27年6月分の児童手当を受給しており、かつ、平成27年度所得が所得制限限度額未満の受給者 臨時福祉給付金該当の場合併給可	101 義務的事業	申請率	%	0	97	96	国補助	0	89,734	37,281	02 育児支援対策の充実	子ども福祉課	義務的事業
17	笠間小学校児童クラブ室仮施設設置事業	笠間地区の小学校統廃合(笠間小・箱田小・佐城小・東小)に伴い、笠間小学校児童クラブの児童数が増員となるため、新たな児童クラブの整備が必要となる。平成29年度からは笠間幼稚園跡地に新設した新クラブでの運営を予定している。	102 建設・整備事業	不足解消割合	%	0	100	100	市単独	0	0	10,152	03 児童の健全育成	子ども福祉課	12
18	児童クラブ整備事業	平成27年度の法改正により、保育室1室の定員(40名以下)、児童1人当たりの保育面積(1.65㎡以上)、小学6年生までの受け入れ等の要件設定。及び待機児童解消を目的に、経過措置期間(平成27年度～31年度)内に対象となる児童クラブの整備を行う。笠間小学校児童クラブ 笠間地区の学校統廃合に伴い放課後児童クラブも統合(笠間小←箱田小、佐城小、東小) 統合と併せて、法改正により全学年児童が受入れ対象となるため専用建物整備を行う。平成27年度～28年度は、余裕教室2室、仮設建物3棟にて保育。隣接する笠間幼稚園移転に伴い、その跡地に定員200名の専用建物を建設予定。計画 平成28年度(建設)平成29年度(供用開始) 友部小学校児童クラブ 待機児童解消を目的に、定員40名の専用建物1棟を建設。計画 平成27年度(建設)平成28年度(供用開始) 北川根小学校児童クラブ 待機児童解消を目的に、定員40名の専用建物1棟を建設。計画 平成28年度(建設)平成29年度(供用開始) 友部第二小学校児童クラブ 新入学児童数増加に伴い、現在利用している余裕教室返還(平成30年3月)のため、専用建物1棟を建設。計画 平成29年度(建設)平成30年度(供用開始) 友部小学校児童クラブ 既存保育室の定員要件適合を目的に改修工事(現在2部屋→3部屋に分割) 計画 平成30年度(改修)	104 計画策定事務	当該クラブの定員	人	190	190	190	国・県補助	0	0	44,732	03 児童の健全育成	子ども福祉課	11
19	児童館運営事業	児童に健全な遊びを提供することで心身の健康を増進し、情緒を豊かにする施設として、また、就学前の児童と保護者が、遊びを通じてふれあいや交流を促進する場として児童館において事業を実施する。管理運営については指定管理者によりおこなう。一部補助有り 子育て支援センター「かんがるー」賃金のみ補助(内閣府1/3・茨城県1/3)	106 政策的事業	利用者数(延)	人	30,937	31,200	0	市単独	30,265	31,248	30,927	03 児童の健全育成	子ども福祉課	1
20	児童クラブ管理事業	放課後児童クラブ(市内小学校11校設置)の施設管理事業。	106 政策的事業	入所率	%	0	82	85	市単独	0	3,433	8,249	03 児童の健全育成	子ども福祉課	5
21	児童クラブ運営事業	放課後、保育ができない家庭の保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら生活の場を提供し、遊びや生活を通してその子どもの健全育成を図る。・対象児童:小学6年生まで・クラブ数:11の小学校単位(運営は、NPO法人へ委託)・民間児童クラブを運営しているNPO法人へ運営補助金交付	106 政策的事業	入所率	%	82	91	93	国・県補助	121,554	137,180	151,845	03 児童の健全育成	子ども福祉課	4
22	母子家庭等高等技能訓練促進事業	母子父子家庭の母、父の就業を有利にさせるための資格取得を促進させることを目的に、養成機関で修業している期間において訓練促進費を支給する。	106 政策的事業	支給者総数	人	2	4	3	国・県補助	2,500	4,050	4,500	04 ひとり親家庭等への支援	子ども福祉課	7
23	緊急雇用(母子支援事業)	児童扶養手当法に基づいた適正な事務処理を行うため、臨時職員2名を雇用。平成27年度完了。	106 政策的事業			0	0	0	県補助	0	1,983	2,005	04 ひとり親家庭等への支援	子ども福祉課	義務的事業
24	ひとり親家庭等学習応援事業	所得の低いひとり親家庭等に対して学習用具購入のため図書カードを配布し学習の機会を確保する県事業。平成27年度完了。	106 政策的事業			0	0	0	県補助	0	0	9,660	04 ひとり親家庭等への支援	子ども福祉課	8
25	母子支援等事業	母子父子家庭に対し、児童扶養手当事業を含め、子育て・生活支援・就業支援など総合的な自立支援に努めるために、母子父子自立支援員等と連携を図るために相談業務、事務を円滑に進めるために臨時職員2名を雇用。	106 政策的事業	支援策が確立した件数	件	0	0	0	市単独	0	0	0	04 ひとり親家庭等への支援	子ども福祉課	-
26	特別保育事業	民間保育所が通常保育以外の多様な保育サービスを実施するように事業費補助を行う。延長保育促進事業(大沢・みか・すみれ・めぐみ・岩間・おしのべ保育園) 病児・病後児保育事業 病後児対応型(みか・おしのべ) 体調不良児型(大沢・すみれ) ※H26までは、県2/3の間接補助であったが、H27年度からは、国・県・市1/3の直接補助に変更となる。	106 政策的事業	サービス利用者件数		0	0	0	国・県補助	46,973	45,924	51,462	01 保育内容の充実	子ども福祉課	8

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

	施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果			補助区分	事業費(千円)			小施策	担当課	貢献度評価		
				成果指標①	単位	平成25年度		平成26年度	平成27年度	平成25年度				平成26年度	平成27年度
27	障害児保育対策事業	保育に欠ける障害児の保育を促進し、その健全な発達を助長するために民間保育園が実施する発達支援等に要する経費について助成する。	106 政策的事業	障害児受入児童数	人	6	6	6	市単独	1,920	3,840	4,800	01 保育内容の充実	子ども福祉課	9
28	一時預かり事業	市内の民間保育所に対し、一時預かり保育の充実強化を図るため、事業内容に応じた補助金を交付する。 ※平成27年度より、国の財源が子ども・子育て支援交付金交付となる。 補助率 国1/3、県1/3、市1/3	106 政策的事業	事業実施保育園数	園	6	6	6	国・県補助	3,690	4,530	9,159	01 保育内容の充実	子ども福祉課	9
29	児童福祉施設(保育所)子育て支援体制緊急整備事業	【児童福祉施設(保育所)子育て支援体制緊急整備事業】 補助対象 新規に雇用了職員の人件費 補助率 県10/10 ※県子ども家庭課より、平成28年度から児童福祉施設(保育所)子育て支援体制緊急整備事業から、民間保育所乳児等保育事業に変更になる予定との連絡がある。【民間保育所等乳児等保育事業の概要】 民間保育所における乳児等の保育に対し、これに直接従事する非常勤保育士の雇用に 要する費用の助成を行い、もって民間保育所における乳児等の保育体制の整備の向上 を図る。 補助額 月額3,500円×1歳児数(各月初日の人員) 補助率 県1/2	106 政策的事業	雇用保育士数	人	8	6	6	県補助	11,700	8,710	2,151	01 保育内容の充実	子ども福祉課	12
30	母子生活支援施設入所措置事務	児童福祉法に基づき、虐待やDV等を受けている母子の安全な生活を確保するための支援を行う。	106 政策的事業	生活改善に向け前進した件数	件	1	0	0	国・県補助	0	0	900	04 ひとり親家庭等への支援	子ども福祉課	12
31	地域子育て支援拠点事業	核家族化、地域の繋がり希薄化等による子育てに対する不安感や負担感の軽減を図るため、子育てに関する相談・援助、子育て関連情報の提供や講習等を行う子育て支援センターを各地区に設置する。・笠間地区 みつばち(笠間市立かさまこども園 内) ※平成28年度～笠間ショッピングセンター「ポレポレ」より移転 毎週火・木・金曜日(10時～16時)・岩間地区 くりのこ(市民センターいわま1階) 毎週月・水・金曜日(10時～16時)・友部地区 かんがるー(笠間市児童館 内) 毎週月～金曜日(9時～16時)・補助率 国:1/3 県:1/3	106 政策的事業	利用者数(延)	人	26,076	26,500	0	国・県補助	6,928	7,085	7,003	02 育児支援対策の充実	子ども福祉課	1
32	子育て支援等広報事業	子育て家庭の不安解消を図るため、市ホームページや広報かさまの「かさまぼけっ」とにより子育て支援事業の周知やその他の情報を提供する。平成26年度補助事業により、妊娠から出産・育児の情報提供をポータルサイトの構築と同時にアプリを連動できるデータ作成を行なえるシステムを構築し、単なる情報の提供だけでなく、登録者に対しては子育てに関する必要な情報の配信を行う。	106 政策的事業	HPアクセス数	件	4,147	4,416	0	市単独	0	6,691	278	02 育児支援対策の充実	子ども福祉課	1
33	(廃止)子ども・子育て支援新制度システム管理事業	子ども・子育て関連3法に基づく新制度においては、市町村及び国等が、支給認定を受けた者及び確認を受けた施設・事業者の情報管理や給付費の審査・支払、交付金の申請・交付などを円滑に実施するために、電子システムを導入し、その後の保守料。	106 政策的事業	幼稚園数	園	5	4	0	市単独	0	130	130	01 保育内容の充実	子ども福祉課	—
34	(廃止)保育士等処遇改善臨時特例事業	保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うため、平成25・26年度の2年間取り組んできたが、施設に支払う施設型給付費に処遇改善加算として支払われることになったことから、補助金としての支援は平成26年度で終了となる。	106 政策的事業	受給保育士数	人	106	106	0	県補助	10,134	10,930	0	01 保育内容の充実	子ども福祉課	—
35	(廃止)子ども・子育て支援新制度システム導入事業	子ども・子育て関連3法に基づく新制度においては、市町村及び国等が、支給認定を受けた者及び国等が、支給認定を受けた者及び確認を受けた施設・事業者の情報管理や給付費の審査・支払、交付金の申請・交付などを円滑に実施するために、電子システムを導入する。 茨城県安心子ども支援事業費補助金 補助率:定額(県10/10)	106 政策的事業	1号認定	人	0	0	0	国補助	0	3,240	0	01 保育内容の充実	子ども福祉課	—
36	岩間地区福祉振興基金事業	合併前に岩間地区で所有していた基金の管理業務。基金の活用目的としては、岩間地区における子育て支援及びボランティア活動施設資金に充当する。平成27年度末現在、原資・利息を合わせて34,658,013円となっている。	106 政策的事業	検討会等の実施	回	0	0	0	市単独	0	10	9	02 育児支援対策の充実	子ども福祉課	12
37	ファミリーサポートセンター事業	仕事と育児を両立し、安心して子どもを育てることのできる環境づくりを推進し、地域における子育てを通じて児童福祉の向上を図るため、子育ての援助を受けたい人(利用会員)と援助したい人(提供会員)により会員組織をつくり、地域の人が子育て家庭を支援する。保育所・幼稚園・学校の送迎や託児等を行う。	106 政策的事業	年間利用件数	件	180	170	180	国・県補助	2,573	2,646	2,646	02 育児支援対策の充実	子ども福祉課	8
38	(廃止)風しん予防接種助成事業	先天性風しん症候群の発生防止及び感染拡大の対策として、茨城県が行う風しん抗体検査事業を行った結果、予防接種が必要と判断された方に対し予防接種費用の助成する。【対象者】①抗体検査の結果予防接種が必要とされた、妊娠を希望する女性、又は妊娠する可能性の高い女性のうち平成2年4月1日以前に生まれた方。②過去に風しん抗体検査を受けたことのない方 ③風しん既往歴(検査確定診断に限る)がない方 ④風しんワクチン接種歴のない方	106 政策的事業	助成申請数	人	182	5	0	市単独	771	300	0	05 母子保健の充実	健康増進課	—
39	ともべ保育所運営管理事業	・日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける児童(0～5歳)を保育する。・乳児・幼児等の保育に関する相談及び助言を行う。・一時保育サービス 保護者の都合により一時的に保育に欠ける児童を保育所を活用して保育する。・延長保育 保育所を19:15まで開所し、延長保育を実施する。・障害児保育 障害児に専任の保育士を配置する。	106 政策的事業	保護者の満足度	%	85	85	85	市単独	20,020	18,000	46,498	01 保育内容の充実	子ども福祉課	3

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

	施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果					補助区分	事業費(千円)			小施策	担当課	貢献度評価
				成果指標①	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度			
40	てらざき保育所運営管理事業	・日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける児童(0～5歳)を保育する。・乳児・幼児等の保育に関する相談及び助言を行う。・一時保育サービス 保護者の都合により一時的に保育に欠ける児童を保育所を活用して保育する。・延長保育 保育所を19:15まで開所し、延長保育を実施する。・障害児保育 障害児に専任の保育士を配置する。 ※「てらざき保育所」は、平成28年度より「かさまこども園」に移行するため、「てらざき保育所」は平成27年で閉園となる。	106 政策的事業	保護者の満足度	%	85	85	85	市単独	11,654	16,000	30,939	01 保育内容の充実	子ども福祉課	3
41	いなだ保育所運営管理事業	・日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける児童(0～5歳)を保育する。・乳児・幼児等の保育に関する相談及び助言を行う。・一時保育サービス 保護者の都合により一時的に保育に欠ける児童を保育する。・延長保育を実施する。・障害児保育、障害児に専任の保育士を配置する。 ※平成29年4月に「稲田幼稚園」の敷地内に公立認定こども園を建設する計画であり、「いなだ保育所」は平成28年度で閉園となる。	106 政策的事業	保護者の満足度	%	80	80	80	市単独	7,323	10,885	33,597	01 保育内容の充実	子ども福祉課	3
42	くるす保育所運営管理事業	・日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける児童(0～5歳)を保育する。・乳児・幼児等の保育に関する相談及び助言を行う。・一時保育サービス 保護者の都合により一時的に保育に欠ける児童を保育所を活用して保育する。・延長保育 保育所を19:15まで開所し、延長保育を実施する。・障害児保育 障害児に専任の保育士を配置する。	106 政策的事業	保護者の満足度	%	85	85	85	市単独	19,000	25,000	62,522	01 保育内容の充実	子ども福祉課	3
43	家庭児童相談事業	核家族化の進行、家庭環境の複雑化により、養育困難な18歳未満の子どもの育児、しつけ、非行等に関する悩みについての相談、支援、援護を行う。	106 政策的事業	生活改善に向け前進した件数	件	20	20	20	市単独	3,054	2,966	3,074	03 児童の健全育成	子ども福祉課	2
44	要保護児童対策事業	児童福祉法に規定する要保護児童の早期発見やその適切な保護及び要支援児童または特定妊婦への適切な支援を図る。	106 政策的事業	生活改善に向け前進した件数	件	10	10	10	市単独	1,800	27	44	03 児童の健全育成	子ども福祉課	2

シート1 施策内事務事業目的直結度評価

施策名 子ども・子育て支援



- 義務的的事业, 内部事務事業
- ・保育所入所事務
 - ・認可外保育施設立入調査事務
 - ・児童手当事業
 - ・児童扶養手当事業
 - ・予防接種事業(集団・個別)定期
 - ・母子保健事業(妊婦乳児検診、相談、教育、赤ちゃん訪問、栄養指導など)
 - ・民間保育所運営事業
 - ・未熟児養育医療事業
 - ・緊急雇用(母子支援事業)
 - ・子育て世帯臨時特例給付事業
 - ・児童福祉に係る申請受付相談事務(岩間支所)
 - ・児童福祉に係る申請受付相談事務(笠間支所)
 - ・社会保障・税番号制度システム整備事業(保育G)
 - ・社会保障・税番号制度システム整備事業(児童手当・児童支援G)
 - ・社会保障・税番号制度システム整備事業(児童福祉・児童支援G)
 - ・社会保障・税番号制度システム整備事業(母子福祉・児童支援G)

シート2施策内事務事業貢献度評価

施策名 子ども・子育て

施策の目的に対する事務事業の目的の直結度

- 非常に高い 1
- 高い 2 3
- 中 4 5 6
- 低い 7 8 9

1 ・児童館運営事業 ・子育て支援等広報事業	2 ・家庭児童相談事業 ・要保護児童対策事業	4 ・児童クラブ運営事業 ・地域子育て支援拠点事業
3 ・ともべ保育所運営管理事業 ・てらざき保育所運営管理事業 ・いなだ保育所運営管理事業 ・くるす保育所運営管理事業	5 ・児童クラブ管理事業	7 ・母子家庭高等技能訓練促進事業
6	8 ・ファミリーサポートセンター事業 ・ひとり親家庭等学習応援事業 ・特別保育事業	10
9 ・障害児保育対策事業 ・一時預かり事業	11 ・児童クラブ室整備事業	12 ・児童福祉施設(保育所)子育て支援体制緊急整備事業 ・笠間小学校児童クラブ室仮施設設置事業 ・母子生活支援施設入所措置事務 ・岩間地区福祉振興基金事業

成果は高い(上位) 成果はやや高い(中位) 成果は普通(中位) 成果は低い、ほとんど出ていない若しくは把握できない(下位)

事務事業の成果

事務事業の休廃止検討エリア

- 義務的的事业, 内部事務事業
- ・保育所入所事務
 - ・認可外保育施設立入調査事務
 - ・児童手当事業
 - ・児童扶養手当事業
 - ・予防接種事業(集団・個別)定期
 - ・母子保健事業(妊婦乳児検診、相談、教育、赤ちゃん訪問、栄養指導など)
 - ・民間保育所運営事業
 - ・未熟児養育医療事業
 - ・緊急雇用(母子支援事業)
 - ・子育て世帯臨時特例給付事業
 - ・児童福祉に係る申請受付相談事務(岩間支所)
 - ・児童福祉に係る申請受付相談事務(笠間支所)
 - ・社会保障・税番号制度システム整備事業(保育G)
 - ・社会保障・税番号制度システム整備事業(児童手当・児童支援G)
 - ・社会保障・税番号制度システム整備事業(児童福祉・児童支援G)
 - ・社会保障・税番号制度システム整備事業(母子福祉・児童支援G)

事務事業の成果基準の説明